

第1回八女市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年1月9日(火) 午後2時
2. 開催場所 立花市民センター
3. 出席農業委員(23名)

1番 中村 輝義	2番 大坪 知美子	3番 服部 正文
4番 牛島 孝之	5番 仁賀木 義文	6番 池尻 律芳
7番 平井 照也	8番 塩塚 義治	9番 樋口 重樹
10番 高山 和典	11番 國武 覚	12番 溝田 耕一
14番 八田 久男	15番 田形 隆徳	16番 大津 達喜
17番 伊藤 正博	18番 小川 哲郎	19番 松本 敬介
20番 井手 洋一	21番 原 義博	22番 丸林 京市
23番 堤 正義	24番 月足 靖彦	

4. 出席最適化推進委員(17名)

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 伊藤 正二 | 5番 樋口 祐二 | 7番 角 秀次 |
| 11番 大隈 弘志 | 13番 中嶋 壽敏 | 14番 松延 清隆 |
| 16番 延 和洋 | 18番 栗原 武治 | 19番 松尾 康則 |
| 20番 溝田 正忠 | 21番 中島 清隆 | 23番 馬渡 高人 |
| 24番 古賀 則夫 | 30番 森 義則 | 40番 中村 善徳 |
| 44番 今村 嗣範 | 45番 二田 俊秀 | |

5. 欠席委員 農業委員(1名)

- 13番 仁田原 一太

6. 欠席委員 最適化推進委員(1名)

- 12番 上村 洋治

7. 議事日程

第1 会議の成立

第2 議事録署名委員の指名

第3 議案の上程

第4 議案の審議

報告第 1号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について

議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請書の処理について

議案第 2号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定の処理について

議案第 3号 農地法第4条の規定による許可申請書の処理について

議案第 4号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について

8. 農業委員会事務局職員

局長 松藤 洋治 次長 平島 聡 書記 樋口 昌伸 書記 西原 佑美
 黒木支所 森松 和久 立花支所 井上 良徳 木下 瑠璃花 上陽
 支所 近藤 大生 星野支所 山口 輝信 矢部支所 今里 翔太

9. 会議の概要（発言の内容については、その要旨を記載しており、個人情報に関係すると思われる部分等については削除しています。）

議 長

みなさま、新年明けましておめでとうございます。昨年7月の改選により、新たに農業委員、最適化推進委員になられまして約半年が経過するところでございます。昨年度は大変皆様方には農業委員会活動にご尽力いただきまして誠にありがとうございました。本年もよろしくお願ひ申し上げます。今年辰年ですが、正月一日から能登半島沖で震度7という大きな地震が発生しまして、180名の方がお亡くなりになられたという報道がありました。行方不明者も320人以上おられるという事です。本当に悲惨な大惨事でしたので、心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。それから二日は羽田空港で事故も発生しております。新年早々事故が多発しております。私たちの八女地区では昨年7月の豪雨災害で農地関係が被害に遭いました。まだまだ工事等進んでいない状況でございます。一刻も早く農地の復旧が行われることを願っております。

それでは、本日は令和6年度第1回農業委員会総会を開催しましたところ委員各位には大変お忙しい所ご参集くださいまして誠にありがとうございました。ただいまより農業委員会総会を開会いたします。

日程 第1・会議の成立

只今の出席委員の数は農業委員 23名、

農地利用最適化推進委員 17名 であります。

会議規則第6条の規定により、本日の会議は成立いたしました。

議 長

日程 第2・議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、15番 田形隆徳委員、16番 大津達喜委員を本日の会議の議事録

	<p>署名委員に指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので、そのように決定いたしました。</p> <p>日程 第3・議案の上程を行います。</p> <p>案件の朗読を事務局よりお願いいたします。</p> <p>(案件朗読)</p> <p>事務局朗読のとおり報告1件・議案4件を一括議題といたします。</p> <p>それでは1ページをお願いします。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について通知の説明を事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>農地法第18条第6項の規定による通知の報告については16件です。総合計については、6ページをご確認ください。</p> <p>解約のあった土地31筆のうち田23筆、畑8筆、合計面積42,214㎡です。</p> <p>それぞれ合意解約で離作措置条件等はありません。添付書類も含め完備しておりましたので、会長専決により、書類を受理致しました。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。本案件は、農業委員会に報告するものでありますので質疑に留め審議を終わります。</p> <p>7ページをお願いします。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請書の処理について番号1番の説明を事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の借入地の取得ということでの所有権移転売買の申請です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p>

<p>推進委員 1 3 番</p> <p>議 長</p>	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 2 番の説明を最適化推進委員 1 3 番お願いします。</p> <p>譲り渡し人の相手方の要望と、譲り受け人の経営拡大ということでの所有権移転売買の申請です。</p> <p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>
<p>推進委員 4 0 番</p> <p>議 長</p>	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 3 番の説明を最適化推進委員 4 0 番お願いします。</p> <p>譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。収穫物は自家消費を考えてあります。</p> <p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>
<p>推進委員 2 1 番</p>	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 4 番の説明を最適化推進委員 2 1 番お願いします。</p> <p>譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。 申請地の近くに空き家バンクにより住宅を取得されており、家庭菜園の農地として利用される予定です。</p>

議 長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。続いて番号5番の説明を最適化推進委員23番お願いします。</p>
推進委員2 3番	<p>譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。</p>
議 長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。続いて番号6番の説明を最適化推進委員19番お願いします。</p>
推進委員1 9番	<p>譲り渡し人の遠方による耕作困難と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。</p>
議 長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。続いて番号7番の説明を農業委員10番お願いします。</p>
農業委員1 0番	<p>譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。</p>

議 長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。続いて番号 8 番の説明を農業委員 1 番お願いします。</p>
農業委員 1 番	<p>譲り渡し人の相手方の要望と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。</p>
議 長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。続いて番号 9 番の説明を最適化推進委員 4 5 番お願いします。</p>
推進委員 4 5 番	<p>譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。</p>
議 長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。続いて番号 1 0 番は事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号11番の説明を農業委員11番お願いします。</p>
農業委員 1 1 番	譲り渡し人の農業廃止と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転贈与の申請です。
議 長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号12番の説明を農業委員4番お願いします。</p>
農業委員 4 番	譲り渡し人の孫への贈与と、譲り受け人の祖母より受贈による所有権移転贈与の申請です。
議 長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>

議 長	<p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号13番と次の14番について農業委員14番は八女市農業委員会会議規則11条の議事参与の抵触に値する事案でありますので、席を下げさせていただきますようお願いします。</p> <p>それでは、最適化推進委員18番説明をお願いします。</p>
推進委員18番	<p>譲り渡し人と、譲り受け人の自作地相互の交換による所有権移転交換の申請です。</p>
議 長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
推進委員18番	<p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号14番の説明を最適化推進委員18番お願いします。</p> <p>譲り渡し人と、譲り受け人の自作地相互の交換による所有権移転交換の申請です。</p>
議 長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
推進委員20番	<p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。</p> <p>農業委員14番は元の席にお戻りください。</p> <p>続いて番号15番の説明を最適化推進委員20番お願いします。</p> <p>譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転贈与の申請です。</p>

議 長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。続いて番号16番の説明を最適化推進委員20番お願いします。</p>
推進委員20番	<p>譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転贈与の申請です。</p>
議 長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。続いて番号17番の説明を農業委員8番お願いします。</p>
農業委員8番	<p>譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転贈与の申請です。</p>
議 長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。続いて番号18番の説明を農業委員8番お願いします。</p>
農業委員8番	<p>譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転贈与の申請です。</p>

議 長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号19番の説明を農業委員10番お願いします。</p>
農業委員10番	<p>譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転贈与の申請です。</p>
議 長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号20番の説明を最適化推進委員44番お願いします。</p>
推進委員44番	<p>譲り渡し人の遠方による耕作困難と、譲り受け人の相手側の要望による所有権移転贈与の申請です。</p>
議 長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 12ページをお願いします。 議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定の処理について説明をお願いします。</p>

事務局	<p>本案件は、八女市農用地利用集積計画について、八女市長から本委員会に対して決定を求められているものでございます。</p> <p>今回は、所有権移転の案件が2件ございます。</p> <p>番号1番（議案書朗読）中間管理機構より譲り受け人へ売買により所有権移転されるものです。</p> <p>番号2番（議案書朗読）譲り渡し人より譲り受け人へ売買により所有権移転されるものです。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（異議なしの声あり）</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。</p> <p>13ページをお願いします。</p> <p>議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請書の処理について番号1番の農地区分の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、住宅その他の申請に係る周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものですので、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。</p>
議長	<p>続いて最適化推進委員5番より説明をお願いします。</p>
推進委員5番	<p>番号1番についてご説明いたします。</p> <p>場所につきましては、主要地方道八女玉名線の中川原橋より北西へ800メートルほど進んだ農地です。（議案書朗読）</p> <p>この土地を資材置場用地とするための申請です。隣接する農地の同意はあり水利の承諾もとれています。</p>

議 長	<p>続いて現地調査の報告を農業委員 2 番お願いします。</p>
農業委員 2 番	<p>番号 1 番についてご説明いたします。12月25日に現地調査を行った結果、生活雑排水については発生しません。雨水については、自然流下及び浸透柵での排水を計画されています。隣接地への影響等、特段問題は無いと思います。</p>
議 長	<p>地元委員の説明及び現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。続いて番号 2 番について農地区分の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地の区分は、農用地区域内にある農地以外の農地であって、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれにも該当しない農地であり、第 2 種農地と判断します。</p>
議 長	<p>続いて最適化推進委員 1 8 番より説明をお願いします。</p>
推進委員 1 8 番	<p>番号 2 番についてご説明いたします。場所につきましては八女市黒木斎場より北東に約 550m に位置する農地です。(議案書朗読) この土地を杉の植林を目的とするための申請です。隣接する農地の承諾もとれています。</p>
議 長	<p>続いて現地調査の報告を農業委員 1 5 番お願いします。</p>
農業委員 1 5 番	<p>番号 2 番についてご説明いたします。12月26日に現地調査を行った結果、生活雑排水は発生しません。雨水については地下への自然透水により排水処理されます。隣接地への影響等、特段問題は無いと確認しております。</p>

議 長	<p>地元委員の説明及び現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 続いて番号3番について農地区分の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地の区分は、第2種農地と判断します。内容は2番と同じです。</p>
議 長	<p>続いて農業委員23番より説明をお願いします。</p>
農業委員2 3番	<p>番号3番についてご説明いたします。場所につきましては黒木町渡内にある障がい者就労支援センター夢工房より南西に約600mに位置する農地です。(議案書朗読)この土地を杉の植林を目的とするための申請です。隣接する農地の承諾もとれています。</p>
議 長	<p>続いて現地調査の報告を農業委員20番お願いします。</p>
農業委員2 0番	<p>番号3番についてご説明いたします。12月27日に現地調査を行った結果、生活雑排水は発生しません。雨水については地下への自然透水により排水処理されます。隣接地への影響等、特段問題は無いと思います。</p>
議 長	<p>地元委員の説明及び現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p>

事務局	<p>14ページをお願いします。</p> <p>議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について番号1番の農地区分の説明をお願いします。</p> <p>農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められた農地であり、第3種農地と判断します。</p>
議長	<p>続いて農業委員7番より説明をお願いします。</p>
農業委員7番	<p>番号1番についてご説明いたします。場所につきましては、ツタヤ積文館書店八女店より北東へ50メートルほど進んだ農地になります。(議案書朗読)この土地を宅地分譲用地5区画として利用するための申請です。</p> <p>隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p>
議長	<p>続いて現地調査の報告を農業委員2番をお願いします。</p>
農業委員2番	<p>番号1番についてご説明いたします。12月25日に現地調査を行った結果、生活雑排水は公共下水道で処理され、雨水については南側及び西側側溝を設置し、排水される計画です。隣接地への影響等、特段問題は無いと思います。</p>
議長	<p>地元委員の説明及び現地調査の報告が終わりました。</p> <p>質疑を行います。質疑を終結します。</p> <p>質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号2番について農地区分の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、住宅その他の申請に係る周辺の地域において居</p>

議 長	<p>住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものですので、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。</p> <p>続いて最適化推進委員 7 番より説明をお願いします。</p>
推進委員 7 番	<p>番号 2 番についてご説明いたします。場所につきましては、八女市川犬にあります、しあわせ交流館より東へ 200 メートルほど進んだ農地です。（議事録朗読）この土地を専用住宅用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p>
議 長	<p>続いて現地調査の報告を事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>番号 2 番についてご説明いたします。12月25日に現地調査を行った結果、生活雑排水は浄化槽で処理され、雨水と同じく南側道路側溝へ排水される計画です。隣接地への影響等、特段問題は無いと思います。</p>
議 長	<p>地元委員の説明及び現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（異議なしの声あり）</p> <p>異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号 3 番について農地区分の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地の区分は 2 種と判断します。</p>
議 長	<p>続いて農業委員 2 番より説明をお願いします。</p>
農業委員 2 番	<p>番号 3 番についてご説明いたします。場所につきましては、主要地方道佐賀八女線の龍ヶ原交差点より北東へ 300 メートルほ</p>

議 長	<p>ど進んだ農地になります。（議案書朗読）</p> <p>この土地を、住宅用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>続いて現地調査の報告を最適化推進委員 1 1 番お願いします。</p>
推進委員 1 1 番	<p>番号 3 番についてご説明いたします。</p> <p>1 2 月 2 5 日に現地調査を行った結果、生活雑排水は浄化槽で処理され、雨水と同じく南側道路側溝へ排水される計画です。隣接地への影響等、特段問題は無いと思います。</p>
議 長	<p>地元委員の説明及び現地調査の報告が終わりました。</p> <p>質疑を行います。質疑を終結します。</p> <p>質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（異議なしの声あり）</p> <p>異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号 4 番について農地区分の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>3 種と判断します。内容は 2 番と同じく用途地域となります。</p>
議 長	<p>続いて最適化推進委員 1 番より説明をお願いします。</p>
推進委員 1 番	<p>番号 4 番についてご説明いたします。場所につきましては、市営蒲原住宅より南へ水路と道路を挟んで隣接する農地になります。</p> <p>（議案書朗読）この土地を、宅地分譲用地 1 6 区画として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれております。</p>
議 長	<p>続いて現地調査の報告を最適化推進委員 1 1 番お願いします。</p>
推進委員 1 1 番	<p>番号 4 番についてご説明いたします。1 2 月 2 5 日に現地調査を行った結果、生活雑排水は公共下水道で処理され、雨水について</p>

議 長	<p>は、申請地内の側溝を經由して西側道路側溝へ排水される計画です。隣接地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。</p> <p>地元委員の説明及び現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 続いて番号5番について農地区分の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>2種と判断します。内容は3番と同じです。</p>
議 長	<p>続いて最適化推進委員14番より説明をお願いします。</p>
推進委員1 4番	<p>番号5番についてご説明いたします。場所につきましては、主要地方道佐賀八女線の龍ヶ原交差点より西へ600メートルほど進んだ農地になります。(議案書朗読)この土地を、資材置場用地として利用するための申請です。隣接する農地はありません。水利の承諾はとれています。</p> <p>続いて現地調査の報告を農業委員3番をお願いします。</p>
農業委員3 番	<p>番号5番についてご説明いたします。12月25日に現地調査を行った結果、生活雑排水は発生しません。雨水については、自然流下です。隣接地への影響等、特段問題は無いと思います。</p>
議 長	<p>地元委員の説明及び現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>

事務局	<p>異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号6番について農地区分の説明をお願いします。</p> <p>農地の区分は、農用地区域内にある農地以外の農地であって、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地であり、第2種農地と判断します。</p>
議長	<p>続いて最適化推進委員16番より説明をお願いします。</p>
推進委員16番	<p>番号6番についてご説明いたします。場所につきましては、筑後市にあります八女西部クリーンセンターより東へ200メートルほど進んだ農地になります。（議案書朗読）この土地を、太陽光発電設備用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p>
議長	<p>続いて現地調査の報告を農業委員3番をお願いします。</p>
農業委員3番	<p>番号6番についてご説明いたします。12月25日に現地調査を行った結果、生活雑排水は発生しません。雨水については、自然流下です。隣接地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。</p>
議長	<p>地元委員の説明及び現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。はい、農業委員4番どうぞ。</p>
農業委員4番	<p>議案書には太陽光発電設備用地(全体計画面積4,989㎡)とありますが、申請地は2,975㎡となっております。これは既存の用地があるのか、それともこの次にまた、新たに出るのかその辺をお願いします。</p>
事務局	<p>この全体計画面積4,989㎡というのは、太陽光発電設備を施行される全体の面積になります。そのうち農地の区分が、2,975㎡あり、残りは登記・現況ともに雑種地(資材置場)となっております。これを併せて一体的な太陽光発電設備の申請になり</p>

<p>農業委員 4 番</p>	<p>ます。</p> <p>分かりました。このような雑種地も含めての全体面積だという資料が無く、ただ全体面積とだけ書いてありますので今後は気を付けてください。</p>
<p>議 長</p>	<p>ご指摘の通りだと思います。そのような農地以外の部分、雑種地、非農地等も併せて全体計画区域として表示しておりますので、なるべく分かりやすく説明の段階で報告を願うように指導いたします。これで質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号 7 番について農地区分の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>農地の区分は、市街地等で宅地化の状況が一定程度に達している区域内にある農地であって、第 3 種農地と判断します。</p>
<p>議 長</p>	<p>続いて最適化推進委員 1 6 番より説明をお願いします。</p>
<p>推進委員 1 6 番</p>	<p>番号 7 番についてご説明いたします。場所につきましては、岡山小学校より北へ 5 0 0 メートルほど進んだ農地になります。(議案書朗読) この土地を借り人が貸人より借り受けられ、専用住宅用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれており問題は無いと思います。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>続いて現地調査の報告を事務局よりお願いします。</p> <p>番号 7 番についてご説明いたします。1 2 月 2 5 日に現地調査を行った結果、生活雑排水は公共下水道で処理され、雨水については、道路側溝へ排水される計画です。隣接地への影響等、特段問題は無いと思います。</p>

議 長	<p>地元委員の説明及び現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 続いて番号8番について農地区分の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地の区分は、第2種農地と判断します。内容は6番と同じです。</p>
議 長	<p>続いて最適化推進委員24番より説明をお願いします。</p>
推進委員2 4番	<p>番号8番についてご説明いたします。 場所につきましては、八女市黒木町木屋にあります特別養護老人ホーム桜の里より東に約650mに位置する農地です。(議案書朗読)この土地を、塗装関係の資材・機械等を保管する資材置場として利用するための申請です。隣接する農地もありませんので、問題は無いと思います。</p>
議 長	<p>続いて現地調査の報告を農業委員23番をお願いします。</p>
農業委員2 3番	<p>番号8番についてご説明いたします。 12月27日に現地調査を行った結果、生活雑排水については発生しません。雨水については地下浸透及び南側の側溝に排水されます。隣接地への影響等、特段問題はないと確認しております。</p>
議 長	<p>地元委員の説明及び現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>

事務局	<p>異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号9番について農地区分の説明をお願いします。</p> <p>農地の区分は、八女市黒木支所よりおおむね500m以内の農地でありますので、第2種農地と判断します。</p>
議長	<p>続いて農業委員14番より説明をお願いします。</p>
農業委員14番	<p>番号9番についてご説明いたします。</p> <p>場所につきましては、八女市黒木支所より北西に約500mに位置する農地です。（議案書朗読）この土地を、土木建設業の建設発生土及び資材・機械等を保管する資材置場として利用するための申請です。</p> <p>隣接する農地の承諾もあり、問題は無いと思います。</p>
議長	<p>続いて現地調査の報告を最適化推進委員18番をお願いします。</p>
推進委員18番	<p>番号9番についてご説明いたします。</p> <p>12月26日に現地調査を行った結果、生活雑排水については発生しません。雨水については地下浸透及び南側の側溝へ排水されます。</p> <p>隣接地への影響等、特段問題はないと確認しております。</p>
議長	<p>地元委員の説明及び現地調査の報告が終わりました。</p> <p>質疑を行います。質疑を終結します。</p> <p>質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（異議なしの声あり）</p>
事務局	<p>異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号10番について農地区分の説明をお願いします。</p> <p>農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地</p>

議 長	<p>域が定められた農地であり、第3種農地と判断します。</p> <p>続いて最適化推進委員30番より説明をお願いします。</p>
推進委員30番	<p>番号10番についてご説明いたします。</p> <p>場所につきましては、国道3号の新矢部川橋の立花町側交差点より南西へ約100メートル付近の堤防道路の南側に位置する農地です。（議案書朗読）この土地を、自身が経営される土木建設会社の資材置場として使用するための申請です。</p> <p>なお、今回の申請は、会社の経営規模拡大により、既存の資材置場では不足が生じてきたため、本申請地を新たな資材置場として転用・造成されるものです。隣接農地の同意があり、水利の承諾も得られております。</p>
議 長	<p>続いて現地調査の報告を農業委員8番をお願いします。</p>
農業委員8番	<p>番号10番についてご説明いたします。12月25日に現地調査を行った結果、資材置場の計画であり、生活雑排水は発生しません。また、本申請地は矢部川の堤防道路から車両等の出入りができるようにする計画となっており、堤防道路と同程度の高さにするために、約3メートルの盛土をし、敷地南側の隣接地とは高低差が生じることからブロック積を設置のうえ、造成を行うものです。</p> <p>雨水は、敷地の西側に設置する側溝及び集水桝へ集水し、自然流下により堤防道路側の側溝へ排水する計画です。</p> <p>なお、隣接地への影響等、特段問題は無いと思います。</p>
議 長	<p>地元委員の説明及び現地調査の報告が終わりました。</p> <p>質疑を行います。質疑を終結します。</p> <p>質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（異議なしの声あり）</p> <p>異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p>

以上で総会議案の審議は全て終了しました。
これをもって本日の会議を終了いたします。
お疲れ様でした。

(閉会宣言 2時3分)

令和6年1月9日

議 長 月 足 靖 彦

15番 田 形 隆 徳

16番 大 津 達 喜